

体育系学術連合 第1回記念大会シンポジウム  
障がいのある子どもたちの身体活動・スポーツについて考える  
(日本アダプティッド体育・スポーツ学会企画)

**【提案の趣旨】**

日本アダプティッド体育・スポーツ学会（JASAPE）は、パラリンピック関係の障がい者スポーツに関する研究も進めているが、体育系学術連合のなかで”障がいのある子どもたちの身体活動・スポーツ”について責務を負うべき、おそらく唯一の学会であろうと認識している。そこで、第1回記念大会において表記のシンポジウムを企画提案した。

今回は、障がいのある子どもたちの身体活動・スポーツの現状と課題について焦点をあてる。具体的な発表内容は、小中学校の現状と課題、重度障がい児や発達性協調性運動障害（DCD）を有する子どもたちの身体活動の現状と課題とし、これらの報告を受けて障がいのある子どもたちの身体活動やスポーツの意義を考える機会とすべく、以下の発表テーマを設定した。

本シンポジウムが、日本体育学会アダプティッド・スポーツ科学専門領域や、他の特別支援教育、学校保健関係の団体とも連携しながら、今後研究を進める可能性の萌芽となることを期待したい。

**【日本における「体育」はどこに向かうのか】**

座長 北海道教育大学 安井 友康

障害のある子どもの体育・スポーツの課題については、「障害に合わせた体育・スポーツをどう考え、実施していくのか」、「健常児と一緒に行うにはどうすれば良いのか」などの文脈で検討されてきた。しかし、障害のある子どもの体育・スポーツの課題は、より広く「日本の体育、そのもののあり方の再考」を迫ることにもつながっているように思われる。

これまで学校における体育は、体力作り、運動技能の向上、協力する心などを育成することが求められてきた。一方、通常学級には、運動嫌いな子ども、苦手な子どもも多く在籍する。さらに発達性障害があり、上手に運動をすることができない子ども、友達と協力することが苦手な子ども、周りの子どもの気持ちを理解することが苦手な子どももいる。この様なケースでは、結果として、体育という教科において本来体験するはずの「身体活動」を体験できず、充分な学習保障がされていない場合も多い。しかし彼らこそ、「本当に体育を必要としている子ども」ではないのだろうか。学習指導要領解説（2008）で触れられているように「体力の低下傾向が深刻な問題となっていることや積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化への指摘」にもつながっているかもしれない。

体力向上や運動技能に価値をおいた体育では、体力の低い子どもや、運動技能の習得に

困難を持つ子どもの評価は、おのずと低いものとなってしまう。また、例えば各運動領域の内容として示されている集団行動では、「集団が一つの単位となって、秩序正しく、能率的に、安全に行動すること」が求められる。しかし「集団に入れない」という特性を持った子どもの障害を浮かび上がらせてしまうという面も持っていることを、どう考えれば良いのだろうか。

さらに平成 20 年からの学習指導要領の改訂に際しては、「生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視・・・学習したことを実生活、 実社会において生かすことを重視し、 学校段階の接続及び発達の段階に応じて指導内容を整理し、明確に示すことで体系化を図る」とされた。それを実現するためには、卒業後も「豊かなスポーツライフ」を、ともに楽しめるような、障害児者を含めた環境作りが求められる。

運動技能の高い子どもが、部活動や地域のスポーツ教室などで活動するという現状の中で、様々な教育的ニーズを持つ子どもの体育・スポーツのあり方を考えることは、「学校体育は、そもそもなんのために行われているのか」という課題を再考することにつながるのではないかだろうか。

より多くの関係者が、多様な教育的ニーズ・障害のある子どもの体育・スポーツの現状と課題を共有し、今後の日本の体育のあり方を議論すべき時に来ている。本シンポジウムを通して、日本の体育の方向性について、広い視野から考えるきっかけにしていきたい。

### 【小中学校における障害のある子どもたちの身体活動・スポーツの現状と課題】

神戸女学院大学 金山 千広

義務教育段階の全児童生徒数約 1,040 万人の中で、特別支援学校に在籍する子どもは 0.63% (約 66,000 人)、小学校、中学校の特別支援学級に在籍する子どもは 1.58% (約 164,000 人)、通常学級に在籍しつつ通級教室による指導を受けている子どもは 0.69% (約 72,000 人) 存在する (文部科学省, 2013)。つまり、小中学生の 2.9% (約 302,000 人) が特別支援教育の対象になっている。特別支援学級ならびに通級学級に在籍する子どもの割合が示すように、障害のある子どもたちの身体活動やスポーツは、地域の小学校、中学校にて展開される体育の授業が担っている。以上を背景に、本発表では 2006 年に実施した小学校、中学校に在籍する障害のある児童生徒の体育授業に関する全国調査結果 (山崎ほか, 2006) を受けて、実施種目、授業実施形態および、地域の特徴などの観点 (草野・長曾我部, 2001 ; 吉利, 2007) から、障害のある子どもの体育授業の現状と課題を報告する。

調査は、全国の小学校 2800 校 (回答 1173 校)、中学校 1450 校 (回答 653 校) 校を対象に実施した。授業実施形態において小学校は 6 年という長い就学期間に伴い、「特別支援学級のみ (11.0%)」「通常・特別支援学級のティームティーチング (14.5%)」「一部は通常学級 (19.8%)」「全て通常学級 (26.4%)」「その他 (10.4%)」「複数回答 (17.9%)」の 6 つ

のカテゴリーにおいて多様な授業形態が展開されていた。一方の中学校では「特別支援学級のみ（21.8%）」「通常・特別支援学級のチームティーチング（5.6%）」「一部は通常学級（20.5%）」「全て通常学級（33.7%）」「その他（8.3%）」「複数回答（10.1%）」となっており、「全て通常学級」と「特別支援学級」のみが多く、チームティーチングがほとんど行われていないこと等、教科担当制に伴う分担指導の特徴が顕著であった。

地域別にみてみると、小学校、中学校ともに近畿地区や中国・四国地区では特別支援学級のみが極めて少なく、関東地区や九州・沖縄地区では特別支援学級のみが多くなっている。東京都のように拠点校を設けて特別支援教育を推進する場合は、特別支援学級の在籍者数が多くなり、障害のある子どもだけで「ゲーム」や「体つくり運動」を中心とした授業が行われる傾向にあった。地域の支援の在り方が実施種目に直接影響していることを予想した。

教師は、小学校中学校ともに障害のある子どもとない子どもが一緒に体育授業を行う場合、相互理解や相乗効果を認識している半面で、障害のない子どもの活動量に関する戸惑いが強く、インクルーシブな体育授業を行った経験が低い教師に、その傾向が強かった。

教師の7割以上は、障害のある子どもの体育に関する研修や講演に参加した経験が無い。教師は、それぞれの置かれた立場で授業に課題をもちつつ、障害のある子どもの体育に関する情報の必要性を感じていても、積極的に入手できていない様子が示唆された。加えて、日本の現行制度では教員免許取得に際して、障害のある子どもの体育に関する内容が必修ではない。以上のような課題については、関連学会や協会等からの発信が必要である。

### 【発達性協調性運動障害(DCD)のある子どもたちの身体活動・スポーツの現状と課題】

弘前大学 増田 貴人

発達障害のある子どもたちの多くに、顕著な動作の不器用さがみられることはよく指摘されている。すなわち、肢体不自由児のように明白な神経・筋系の問題が認められないものの、例えば、ぎこちない動きがみられたり、動作に稚拙さが目立ったり、タイミングが合わなかつたり、といった状態である。米国精神医学会の診断・分類マニュアル(DSM-5)でも、明白な身体障害の存在や体験不足などの諸要因を除いてもなお、運動協応性(motor coordination skills)を必要とする動きの獲得や遂行に著しい困難を呈する発達障害児の存在を指摘し、そのような運動の不器用さを主訴とする発達障害を、発達性協調運動障害(developmental coordination disorder:以下 DCD)としている。

英国の先行研究(Cantell et al., 1994; Jongmans, 2005)をとおして、DCDは自然に消失するようなものではないこと、また、幼児期から学童期のうちは直接の問題である運動困難が注目されがちであるが、青年期への移行とともに、自尊心の低下や周囲からの孤立、将来の運動嫌いなど二次的に派生する心理・社会的問題も含めた広範囲な人格形成へと影

響していくことが報告されている。さらに DCD は、LD（学習障害）や AD/HD（注意欠如・多動性障害）と併存する可能性も高いこと、あるいは広汎性発達障害のある子どもの多くでも DCD にみられるような動作の不器用さが認められることも指摘され、早期支援の必要性も指摘されている。

しかしながら国内での DCD の認知はまだ十分ではなく、加齢により運動の不器用さが消失するとする楽観論や、一律に経験不足で片付けられることもある。また、「動きの不器用さは身体運動の問題だから、医療職や体育の時間（だけ）で支援をすればいい」「重度障害よりも自分で動けるんでしょう。彼らに動きの支援など必要なですか」のような誤解した発言も少なくないこともあって、教育支援体制が量質ともに整っているとは言いがたい。本時では、DCD のある子どもの身体活動・スポーツをめぐる諸課題について論じていきたいと考える。

### 【障害のある子どもたちと障害のない子どもたちの協働活動の現状と課題】

筑波大学体育系 澤江 幸則

2012年に開催されたロンドンオリンピック・パラリンピックは、障害者スポーツ分野においても成功のひとつであった。それは周知の事実であるが、その理由のひとつに、パラリンピックゲームの観戦者の多さが指摘されている。追加分を含めたチケットの完売は、パラリンピックゲーム史上初の出来事であった。またイギリスにおいて、2012年のロンドンオリンピック・パラリンピックの前後の年から、障害のある人のスポーツ参加率が高まる傾向にあった。我が国においても、2020年東京オリンピック・パラリンピックを機に、障害者スポーツへの社会的関心が高まること、また障害のある人のスポーツ機会がより日常的になることが望まれる。つまり持続可能なインクルーシブ・スポーツが、地域において日常的に展開されることが、パラリンピック・ムーブメントの果たす役割のひとつであると思われる。そのためのひとつとして、子どもの時期に、運動・スポーツ場面、多くは体育場面におけるインクルージョン、つまり障害のある子どもたちと障害のない子どもたちによる相互的な協働活動を経験することが望まれる。

しかしそのインクルーシブ体育の現状は望ましいと言うまでに至らない。私たちの研究室での一連の研究や実践のなかで、インクルーシブ体育について得た当事者の声を収集したところ、交流教育として特別支援学校や特別支援学級と普通学級の児童・生徒同士が体育活動などを含めて交流を行うことがある。しかしそれはイベント化されており、そのことにより障害のない児童・生徒にとって障害のある児童・生徒は「お客様」的な存在となっていた。また中学段階までは普通学校で過ごし、高等学校段階で特別支援学校に入学した肢体不自由のある生徒は、体育は「見学する」場所であって「運動する」場所でないと認識していた。また普通学校において、体育の時間にもかかわらず、授業担当者から一

度も指導を受けることができなかつた発達性協調運動障害のある児童は、体育の先生から指導を受けたいと我々の運動発達クリニックに通ってきてている。また車椅子によって床が傷つくという理由から、車椅子スポーツが行えない施設は少なくない。幸いに、ある自治体は、調査結果をもとに車椅子を使用するという理由でスポーツ施設の利用を制限しないと決定した。

このような現状を踏まえ、インクルーシブ体育・スポーツを実践するためには、障害のない人と同様に、障害のある人がスポーツを、地域において日常的に行う機会を損なわれないようにすることである。そして何より、障害のある人が運動・スポーツをすることに對して当たり前と思える地域の人たちが増えることである。それはつまり、効果的なインクルーシブ体育の実践のさらなる検討が必要であることを示唆するものである。

### 【重度障がい児のスポーツの意義と課題】

日本体育大学 田中 信行  
日本ハンドサッカー協会 島 良紀

昨年、障がいのある人のスポーツの所管が、スポーツ基本法（2011年公布）の施行により、これまで実質的に担当してきた厚生労働省から文部科学省に移管すると関係機関（文科省・厚労省）から発表された。この移管は、実は懐疑的である。すなわち、それ以前のスポーツ振興法（1961年公布）においても、第1条に「この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。」と記されており、この法が1964年東京オリンピックの開催を控えて制定されたものであるのに、スポーツ振興施策として実質的に障がいのある人は対象にされなかったのである。その結果、障がいのある人のスポーツは、スポーツ施策としては“中途半端”な位置づけのまま半世紀が過ぎることになる。このような点で懸念は残るもの、同法の改正としてのスポーツ基本法の施行と2013年IOC総会での2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催決定は、今後の障がいのある人の特に競技スポーツの振興を促進することが期待される。

パラリンピックを中心とした障がいのある人のスポーツの振興には大きな意義がある。しかし、一方で、非常に重度の障がいのある人たちが積極的に身体活動やスポーツを楽しむ環境づくりが置き去りにされるのではないかという懸念は、これまで半世紀続いたスポーツ振興法時代の経験から拭えない部分がある。また特別支援学校の現場で教育に携わっている教員から「パラリンピックのほとんどの公式競技は、脊髄損傷等による中途の肢体不自由障害者による国際競技が多いと考えますが、肢体不自由特別支援学校に多く在籍している児童生徒は先天的な障害で、パラリンピックの公式競技に参加できる競技は少ない現状にあります。」（田添，2015）と現状が示されている。

アダプティッド・スポーツは、その概念として「障害などのある人がスポーツを楽しむためには、その人自身と、そのを取り巻く人々や環境をインクルージョンしたシステムづくりこそが大切である」(矢部, 日本アダプティッド体育・スポーツ学会ホームページ) とされている。これまでのスポーツ振興法で実質的に対象とされなかった障がいのある人の競技スポーツのシステムづくりが、スポーツ基本法で構築されるとするならば、今後は、パラリンピックなどの華やかな場への機会が限られている重度の障がいのある人、特に先天的に重度の障がいのある子どもたちがスポーツを楽しむことができるシステムづくりの取り組みが重要な課題のひとつといえよう。

その取り組みの意義について、非常に重度の障がいのある人も参加できるハンドサッカーという団体球技の普及活動を生きがいにしていた、今年 5 月 6 日に他界したひとりの難病のある女性の事例により紹介したい。